

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1011021	処分場を設置する場合は、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務付け	土石流危険渓流や地滑り危険箇所内に処分場を設置する場合は、廃棄物処理法・河川法を改正し、河川管理者の同意を必要とし、流域住民への事前説明を義務づける。	土石流危険渓流や地滑り危険地域に最終処分場を設置する場合は、巨大地震発生を想定し、耐震性の調査を義務づけるとともに、河川管理者の同意を必要とする。地域住民への事前説明を義務づける。	日本各地で、流域住民の知らない間に、土石流危険渓流や地滑り危険箇所などに民間の最終処分場が設置されているという現実がある。大規模自然災害や巨大地震発生時には、それらの処分場からのごみの流出が予測される。現在の河川法では、この処分場設置を止めることができない。現に中山川ダム建設計画休止の原因の一つとなったこの中山川の上流にある最終処分場は、日本有数の規模を誇る処分場であり、施設内に中央構造線があり、そばには活断層が存在している。ここからごみの流出が発生したときは、中山川のみならず、瀬戸内海の汚染も想定される。そこで、下流に住む人々の生命と愛媛県が誇る穀倉地帯と瀬戸内海を守るために、ダム式処分場を水処理施設を持つ砂防ダムとして建設する。	愛媛県	周桑・いのちの樹	国土交通省 環境省
1016030	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の内容を香春町PFI事業に限り、検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。	11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。よって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上にもなる。	福岡県香春町は、遠賀川水系である金辺川があり、遠賀川は九州の一級河川で毎年ワースト3にランクインされています。そこで水環境を守るために、日本で初めて浄化槽の設置工事から維持管理まで一括したPFI事業に取り組んでいます。11条検査に対する左記のような内容の弊害があります。そこで、このPFI事業では香春町と浄化槽維持管理契約を締結している維持管理業者は、電子システムを導入し、維持管理ガイドラインに基づいた点検項目を行い、どの項目を何時何分に点検したかまで分かるようにしています。よって香春町PFI事業をさらに効率的、効果的に行うためには、11条検査をBODのみの水質検査として指定検査機関が検査すれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上にもつながる。	福岡県	株式会社香春町浄化槽整備事業	環境省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
2009010	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	福岡県	有限会社 嘉穂衛生	環境省
2010010	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	福岡県	有限会社 諫山環境開発	環境省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するた めに必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
2011010	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	福岡県	福岡県環境システム協同組合	環境省
2012010	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。 よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	福岡県	特定非営利活動法人福岡県浄化槽水質検査協会	環境省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
2013010	浄化槽法第11条検査(以下、11条検査と称す。)内容の簡素化	現行法で規定されている11条検査の検査項目を放流水のBOD検査だけに簡素化する。また、窒素および燐の除去型浄化槽の場合は、窒素、燐およびBOD検査だけに簡素化する。		11条検査は、「浄化槽が適正に管理され、正常に機能しているか」について年1回検査するのが目的です。しかし、11条検査の「浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づく外観検査項目」は、浄化槽維持管理業者が行う「浄化槽維持管理ガイドライン」の点検項目に類似している内容です。また、検査項目より点検項目の方が多く、最低年3回は定期点検を行っている。さらに、浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検率は、全国で10%台と低い(環境情報より)。よって、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するためには、浄化槽法第11条検査の完全受検実現に向けた、受検率の向上が必要不可欠であるよって、同じ項目を点検および検査をしなくても、BODのみ(窒素および燐の除去型浄化槽は窒素、燐およびBOD)の水質検査項目を11条検査として指定検査機関が検査をすれば、検査費のコスト削減につながり、11条検査の受検率の向上になる。	福岡県	有限会社 田村環境開 発工業	環境省
1016040	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化を図るため、現行の浄化槽法7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、現行の浄化槽法7条検査を浄化槽法第11条検査で代用にする。	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、  7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。  浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。	7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	福岡県	株式会社香 春町浄化槽 整備事業	環境省 国土交通省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
2004010	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、  7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。  浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	福岡県	有限会社 嘉穂衛生	環境省
2005010	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、  7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。  浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	福岡県	有限会社 諫山環境開 発	環境省
2006010	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、  7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。  浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	福岡県	福岡県環境 システム協 同組合	環境省



提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
2007010	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、 7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。 浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	福岡県	特定非営利活動法人 福岡県浄化槽水質検査協会	環境省
2008010	浄化槽設置工事検査の強化	浄化槽設置工事検査の強化に当たり、 7条検査を廃止し、浄化槽設置工事に対する検査制度を導入し、強化を図る。 浄化槽法第7条検査(以下、7条検査と称す)を、浄化槽法11条検査(以下、11条検査と称す)で代用する。		7条検査は指定検査機関が「新たに設置された浄化槽の、設置工事や構造の適否及び浄化槽の機能状況を確認する」のが目的ですが、7条検査の実施時期は、浄化槽を使用開始後3～5ヶ月に受検しなければならないとあり、指定検査機関は、浄化槽の機能状況の確認だけをし、設置工事や構造の適否に関わる確認をしていないのが現状です。また設置された後からは確認できない事項(例えば、鉄筋の状況など)もあります。さらに不適正と判定された浄化槽で改善、改良した浄化槽は少なく、そのままの状態になっている方が多い。 よって、7条検査を廃止し、浄化槽設置工事期間中に別の検査制度を導入し、設置工事や構造の適否の確認を強化する。 さらに、7条検査で行っている機能状況の確認は、11条検査で代用するようにすれば、不適正な浄化槽の改善、改良に即座に対応できるものと思う。	福岡県	有限会社 田村環境開発工業	環境省
1016050	PFI事業の浄化槽整備について	香春町PFI事業に限り、市町村設置型で101人槽以上の浄化槽設置を行う。	現在、香春町ではPFI事業で浄化槽整備を行っていますが、制度上、効果的・効率的な事業ができないので、町の裁量により、101人槽以上の浄化槽を、市町村設置型で整備を行う。	香春町PFI事業で、浄化槽整備を行っています。現在は、環境省所管の市町村設置型で行っていますが、飲食店やアパート等で100人槽を超える場合があり、最も汚水による影響を与える物件に手をつけられずに、取り残してしまうこととなります。 よって、香春町PFI事業では、町の裁量により、環境省所管の市町村設置型で101人槽以上の浄化槽の整備が行えるようにすれば、効果的・効果的に浄化槽の整備が行えると考えられます。	福岡県	株式会社香春町浄化槽整備事業	環境省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1025010	使用済み農業用マルチビニールシートを「再生利用認定制度対象品目」とする。 使用済み農業用マルチビニールシートの排出に関わる「産業廃棄物管理票」の交わり業務の省略(あるいは簡略)	現行法では使用済農業用マルチビニールシート(廃マルチ)は産業廃棄物となっている。したがって現在は使用済みの廃マルチはJAによって一括集められ産業廃棄物処理業者によって焼却が埋め立てられている。そこで、「再生利用認定制度対象品目」とすることにより継続的な再生事業が可能となる。 排出者(農家)との manifests 票の取り交わり省略(あるいは簡略)措置によって農家から直接引取ができるようになる(新規参入し易くなる)。	農家から廃マルチを回収し回収 洗浄 溶解 再生 農家への供給というリサイクル循環システム事業の確立。	塩尻市は野菜の生産地であり、その生産にマルチビニールシートは必需品で、年間千ト近く排出され、埋め立てられるか焼却されている。したがって、これらを再生し、再び農家に供給するリサイクルシステムを確立することにより、環境への付加の軽減と原油価格高騰による生産資材費の増加を抑えることが可能になる。また長野県全体では約5千ト、全国では約3万5千トが使用されているので塩尻市で事業化が成功すればその波及効果は大きい。	長野県	NPO法人緑水舎、有限会社塩尻リテック	環境省
1028010	木質チップ燃焼灰を利用するための規制緩和	現行法で規定されている燃焼灰の利用について、安全性が確認された木質チップを燃料として使用する木質チップボイラーの燃焼灰については、土壌改良材として田畑への還元など自家処理できるものとする。	木質チップボイラーの燃焼灰は、現行法で管理型廃棄物の扱いとなっており、適切な業者が収集し最終処分場での処理が必要で、現状では、燃焼灰の利用が出来ない状態です。そこで、高知県が開発した木質チップボイラーにより、安全性が確認された木質チップを燃料として使用する場合には、ボイラーから発生する燃焼灰を土壌改良材として田畑への還元など自家処理できるものとする。そのことにより、木質バイオマスエネルギー利用による循環システムが構築できる。また、灰処理の負担を無くすことにより木質チップボイラーの普及が推進され、環境に優しいバイオマスエネルギーを利用した循環型社会の構築につながる。	高知県では、県内に豊富にある森林資源を基幹産業である施設園芸の暖房用エネルギーとして利用する仕組みを作り、木材の有効利用による林業振興と環境に優しい循環型社会の構築を目指しています。その中で、木質チップボイラーから発生する燃焼灰は、管理型廃棄物となっており再利用が出来ないため、森林資源を利用した循環型システムが断たれる。また、灰の処理費が負担となることで、ボイラーの普及が進まないことも懸念される。そこで、高知県が開発した木質チップボイラーを使用し、安全性が確認された木質チップを燃料として使用する場合には、ボイラーの燃焼灰を土壌改良材として田畑への還元など自家処理できる規制緩和を行うことで、農家へ負担が軽減され、木質チップボイラーの普及につながる。代替措置:別紙「燃焼灰利用の仕組み」参照	高知県	高知県	環境省
1039010	スーパーや卸売市場等から排出される生ごみを再生利用する場合の廃棄物処理上の取扱い変更	スーパーや卸売市場等から排出される生ごみを再生利用する場合には、廃棄物処理上の取扱いを事業系一般廃棄物ではなく産業廃棄物とする。	スーパーや卸売市場から排出される生ごみを再生利用する場合には産業廃棄物として取扱うことにより、いわゆる自区内処理の原則に縛られずにこれらの食品循環資源を広域的、かつ効率的に収集・運搬・再生利用することが可能となり、より一層の食品リサイクル事業の推進や地球環境保全の効果がもたらされる。尚、産業廃棄物として取扱うことで manifests による管理が行われ、収集・運搬・再生利用業務の適正性、対外的明確性も向上する。	スーパーや卸売市場から排出される生ごみは、現状では事業系一般廃棄物として取り扱われているため、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の自区内処理の原則(第6条の2)に従って主に焼却処分されており、結果としてこれらの食品循環資源を広域的、かつ効率的に再生利用できない状況にある。 尚、食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)に基づく再生利用事業登録を行った場合でも、収集・運搬業における荷積側の自治体の許可や一般廃棄物処理業の許可は必要となっており、食品循環資源の広域的、かつ効率的な再生利用のためには十分といえる状況にはない。	岩手県	株式会社バイオマスパワーすくいし	環境省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1040010	自然公園法及び都市計画法の規定による建築等の規制の緩和	自然公園法により国立公園の指定を受けた地域及び都市計画法により風致地区として定められた地域においては、建築物の改築や増築等について規制がなされているが、老朽化した観光宿泊施設の改築等に対して、現状の建築状況や経営の必要性・意欲を考慮し、一定の条件を付与することで、必要以上の規模縮小とならないよう、＜観光宿泊施設については、現存する工作物の規模を上限として増改築することができる。＞特例措置(規制緩和)を講じる。	和歌山市に位置する和歌浦・田野・雑賀崎地域は、大正初期に開かれた観光地であり、戦前は有馬温泉、城崎温泉に匹敵する観光地であった。近年では観光宿泊施設数が13軒と最盛期の昭和46年当時と比べると約半数に激減している。和歌山県・和歌山市とも観光による地域振興に取り組んでおり、老朽化した観光宿泊施設の整備は不可欠である。一方、国立公園及び風致地区内の自然環境を保全するはずの規制が、従来から景観と一体となりサービスを提供してきた観光宿泊施設の経営まで制限・規制する状況になっていることから、観光宿泊施設に限定し一定の範囲内において改築等の規制を緩和することにより、地域観光施策の振興に寄与するものである。	自然公園法:第13条 同法施行規則:第11条  都市計画法:第58条 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令:第4条	和歌山県	個人	国土交通省 環境省
1046140	再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業追加	再生利用認定制度対象廃棄物に陶磁器を加える。	陶磁器を対象廃棄物に追加することにより、許可なしで陶磁器の回収および粉碎(中間処理)ができるようにすることで、陶磁器リサイクルを推進させ、産地における廃棄物の減量および原料としての有効利用をはかる。廃陶磁器の収集は、原料(陶土)を生産する業者が直接行うことを前提とするが、NPO等の市民団体の活用もありうる。これにより、事実上、行政による収集および処分を廃止する。また、回収ルートを確認し、新たなコミュニティ・ビジネスの創生につなげる。	陶磁器は安定性があり、長期保管においても腐敗・崩壊・発火することはない。廃棄された陶磁器については不燃物としての埋立が主であり、全国的にみれば、最終処分場の容積を圧迫させる一要素となっている。陶磁器のリサイクルについては、技術が確立(Re-食器の製品化)されており、粉碎施設の現有能力から、全量回収・資源化が可能であると推測される。しかし、一般廃棄物とされている現状では、許可なしでは収集・運搬できない。また、粉碎施設はバージン原料を粉碎するものと同じ施設であり、一般廃棄物中間処理施設として許可申請するのは現実的ではないと考える。本件は陶磁器産地である特異性から特区として申請するものである。	岐阜県	多治見市	環境省



提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1056010	農業産業を中心とした基盤 整備活性化	<p>農振農用地区域内に農業者用の住宅を建設できるよう農地転用の緩和をして欲しい。</p> <p>農業、観光、漁業を一体的に振興する長期滞在施設を建設する場合における港湾法の高さ制限を緩和して欲しい。鳥獣保護区域内に鳥獣観察小屋を設置できるよう緩和して欲しい。</p>	<p>当地域は土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になり、鳥を離れた若者が帰ってきても家を建てるスペースが少なく農地までの距離などから農業の意欲が出ません。このため、農用地区域内に農業者用の住居を建設できるよう規制を緩和して欲しい。</p> <p>長期滞在型の施設計画などが地元企業からありますが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難です。農業と観光と漁業を1つにした長期滞在型施設の誘致などができるように法整備をしたい。</p> <p>自然を守りながら、人の立ち入る所として観察可能な場所を設け双眼鏡などで鳥獣の観察ができるようにしたい。</p>	<p>S50～60年くらいまでに、当地域は大掛かりな土地改良が行なわれ、地域の80%ほどが農用地になった。住宅地域には年寄りが多く軽トラックやオートバイによる畑への通勤は歳をとると通勤が困難になり農業をやめる人が多い。1000坪ほどの農地の端に農具小屋や、住居が建てられれば、農業を行なう若者はぜったいに増える。地元、羽地内海は松島を彷彿させる景観が有名。長期滞在型の施設計画などが地元企業からあるが、地上からの高さ制限などで施設を建てる事が困難。羽地内海には干潟が多くマングローブなどがありその自然体験をしに訪れる学校が多く、四季を通じて色々な渡り鳥が体を休める場所でもある。その様な自然を守りながら、人の立ち入る所として観察のできる場所を設け、双眼鏡などで鳥獣の観察ができるように12ヶ所ほどの施設の設置をしたい。</p>	沖縄県	NPO法人有 情会	農林水産省 国土交通省 環境省
1061010	鶏糞等を活用したバイオマ ス発電事業を廃棄物処理 法の許可対象から除外	<p>排出事業者が限定され、市町村、県等が関与した協議会等により計画的かつ適正に運営され、発電等エネルギー利用が確実な場合には、鶏糞を燃料同等品とみなして産業廃棄物として取り扱わないこと。</p>	<p>鶏糞等を産業廃棄物から除外することにより、バイオマスエネルギー源として燃料に用いる発電事業が推進される。</p> <p>このことにより、鶏糞の確実な処理(利用)による養鶏業の安定経営と環境汚染の未然防止、さらにはバイオマスエネルギーの普及による化石燃料の使用が削減され、二酸化炭素の削減が期待できる。</p>	<p>産業廃棄物である鶏(ブロイラー)糞や木屑等を無償若しくは処理料金を受けて焼却する場合は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理施設(焼却施設)の設置許可及び産業廃棄物処分業の許可を取得する必要がある。</p> <p>この場合に、化石燃料を利用したボイラに比べ、事業者の許可の取得及び取得後のマニフェストの交付等手続き、管理等の負担が大きくなる。</p> <p>そこで、排出事業者が限定され、市町村、県等が関与した協議会等により計画的かつ適正に運営され、発電等エネルギー利用が確実な場合には、鶏糞を燃料同等品とみなし産業廃棄物処理施設の設置許可並びに産業廃棄物処分業の許可取得を必要としないこととする。</p>	岩手県	岩手県	環境省

提案事項管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置(事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県名	提案主体名	制度の所管・関係官庁
1061020	産業廃棄物と同等の性状であり再生活用が可能な一般廃棄物を産業廃棄物とみなして取り扱うこと	「動植物性残さ」(産業廃棄物)の収集運搬業の許可(都道府県知事の許可)を有している業者について、「動植物性残さ」と同等の性状である一般廃棄物を運搬する場合は、関係市町村長に対する届出により許可を取得したものとみなす制度の創設を求めるもの。	一般廃棄物収集運搬業の許可取得に伴う負担を軽減することにより、市町村を超えた収集が可能となり、食品リサイクル法に基づく食品関連事業者における食品廃棄物の再生利用等の実施率を向上させることが可能となる。 また、市町村のリサイクル施設設置等の負担を軽減させることが可能となる。	一般廃棄物(事業系一般廃棄物)をリサイクルし資源として再利用する施設(一般廃棄物処理施設)は事業の効率性、採算性等から、ある程度の施設規模を確保する必要があり、複数の市町村あるいは県内一円等広域から発生する廃棄物の処理を前提として計画、設置される。 一方、一般廃棄物収集運搬業の許可は廃棄物を積卸する市町村長の許可をそれぞれ取得する必要があり、複数の市町村の許可を取得するには収集運搬業者における事務等の負担が大きく、リサイクルの推進に支障があると考えられる。 このことから、複数の市町村から発生する一般廃棄物を広域的に収集運搬しようとする業者の一般廃棄物収集運搬業許可について、当該一般廃棄物と同様の産業廃棄物である「動植物性残さ」の収集運搬業の都道府県知事の許可を有している業者にあっては、関係市町村長に対する届出により許可を取得したものとみなす制度の創設を求めるものである。	岩手県	岩手県	環境省
1067200	自然公園の特別区域の指定等に係る関係地方行政機関への協議の廃止	都道府県立自然公園の特別区域等の指定又は拡張をする場合の、国の関係地方行政機関の長への協議の義務付けを廃止すること	国の関係地方行政機関との調整は、必要に応じて都道府県の判断で主体的に行うことができる。	自然公園法により協議を求めているのは、特別地域等の指定によって規制を受けることとなるその他(環境省以外)国の関係地方行政機関であり、それらの行政の円滑な実施を図る観点から、法律の規定による協議調整が行われることは当然であるとの国の見解であるが、法律に規定するまでもなく、当然のことながら、各地方公共団体が主体的に関係行政機関と調整し判断するものである。	広島県	広島県	環境省
1116020	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特例措置	一般廃棄物・産業廃棄物に区分されている品目「木くず」の収集運搬及び処理の特例措置の承認、廃棄物をバイオマス発電の源泉とし利活用=「100%再利用」する本企画に対しては、建築廃棄物以外の「木くず」(伐採木・葉・草)の一般、産廃2区分の廃止、施設設置基準、営業許可基準の緩和	仮称 バイオマス・ヴィレッジ「多治見・ツツハラ」 農産物の生産、販売業及び卸売業 地産・地消レストラン事業 温浴サービス業 森林セラピー事業 木くずリサイクル業 短期 中長期プラン 以上の事業に係わる施設のエネルギーを木質燃料=バイオマス発電で稼働させる。	「地域活性」を地球規模・国規模のマクロ視点で検討した結果=環境保全と衰退一途の産業「農林」に注力が林業を生業とする弊社の社会貢献の道と考えた。既にISO14001取得時に実施継続しているカブト虫保護区の設営、環境教育参画等に加え、「農」との結合したビジネスモデル構築を目指し考察、更に困窮する木くず処理、森林保全にも目を向けた時、山の手入れにより排出される木くずのエネルギー利用化に到達した、よって本バイオマス・ヴィレッジの提案に帰結。	岐阜県	株式会社山田林業	環境省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現する ために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1122070	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	<p>国立公園内での風力発電施設設置について、風車の設置が周辺の風致・景観と調和して新しい景観を形成すると認められる場合は、次の基準適用を除外する。</p> <p>当該風力発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>当該風力発電施設が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</p>	<p>本県では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成22年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の5700kWから平成22年度までに10万kWまで増やす計画である。</p> <p>このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p>	<p>兵庫県下で風力発電の適地を求めると、そのかなりの部分が自然公園区域と重なる。</p> <p>本県の温室効果ガス排出量6%削減の目標を達成するためには、自然公園内における風力発電施設設置を認めていくことが不可欠である。</p> <p>また、風力発電に適した風の条件が得られる場所は、山の稜線や見通しの利く海岸であり、施設の性格上、展望への影響や眺望の分断は避けることが困難であることから、風車の設置が周辺の風致・景観と調和した新たな景観を創出する場合は、これらの基準適用を除外する。</p>	兵庫県	兵庫県	環境省
1122080	バイオマス発電に間伐材等を利用する場合における、廃棄物処理法の規制緩和	<p>間伐材等のバイオマス資源の収集又は運搬が、バイオマスの総合的な利活用に係る県の実施計画に適合する場合には、一般廃棄物処理業許可の適用除外事項である広域収集運搬一般廃棄物及び当該廃棄物の収集又は運搬を行う者(営利を目的としない者)に係る環境大臣の指定権限を県知事に移譲し、間伐材等に係る一般廃棄物の許可を不要とする。</p>	<p>バイオマス資源の利活用を促進し、地球温暖化対策や循環型社会の構築を推進する。具体的には、間伐材等の一般廃棄物系バイオマス資源の利活用を促進するため、一般廃棄物処理業許可の適用除外事項である広域収集運搬一般廃棄物及び当該廃棄物の収集又は運搬を行う者に係る環境大臣の指定権限を県知事に移譲する。これにより、経済的・時間的コストを要する許可の取得が不要となり、市町域を超える広域的移動による効率的なバイオマス資源の集積促進やNPO法人等の幅広いセクターの参画が期待され、収集運搬に係るコストの通減化が図れる。</p>	<p>廃棄物処理法上、一般廃棄物の収集運搬業は市町長の許可が必要であるが、環境大臣が指定する広域収集一般廃棄物及びその収集又は運搬を行う者(営利を目的としない者)については、許可が不要とされている。間伐材等の一般廃棄物系バイオマス資源の収集運搬が、バイオマス資源の総合的な利活用に係る県の実施計画に適合する場合には、この権限を県知事に移譲することにより、許可取得に要する経済的・時間的コストが不要となるため、一般廃棄物系バイオマス資源の市町域を超える広域的移動による資源集積やNPO法人等の幅広いセクターの参画が期待され収集運搬に係る処理コストが通減する。なお、一般廃棄物の適正処理については、業許可の適用除外となる廃棄物を指定するのみでなく、当該廃棄物を適正に収集運搬することが確実な者を含めて指定することから、特段の懸念は生じないものと考えられる。</p>	兵庫県	兵庫県	環境省

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するために必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1122090	バイオマス発電に間伐材等を利用する場合における、廃棄物処理法の規制緩和	間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの効率的な集積を図るため、発生場所における切断・剪断等の前処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設設置許可の取得を不要とする。	間伐材等の一般廃棄物系バイオマスの切断・剪断等を行う前処理施設の設置許可を不要とすることで、その設置を容易なものとするにより、許可の取得に要する経済的・時間的コストが不要となることから、効率的な運搬・集積が促進されるため、処理コストの低減が図られる。	間伐材などは、発生時における形状から、車両等により運搬する場合空隙率が大いため、運搬が非経済的なものとなる。したがって、移動式の前処理施設を活用し、発生場所において切断・チップ化等の前処理を行うことにより、空隙率を減少できることから、運搬コストの低減において非常に有効である。通常、バイオマスは、広く薄く賦存しているが、局所的に集中している箇所において、容易に前処理を行うことが可能となることで、機動性においても有意性が高い。	兵庫県	兵庫県	環境省
1156010	一酸化炭素の濃度を用いることが適当でない炉の追加認定について	蒸気発生炉(廃棄物燃焼)と、加熱炉(石炭専焼)の2セル一体型の内部循環流動床廃棄物焼却炉の炉についても、一酸化炭素の濃度を用いることが適当でない炉として認定する。	ダイオキシン類の測定は費用・時間を要するため、代替指標に一酸化炭素濃度の連続管理が義務付けられているが、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として、一酸化炭素濃度を用いることが適当でない環境大臣が定める施設は、ダイオキシン類の濃度を3ヶ月に一回以上測定・記録することを条件に適用除外の炉となっている。一酸化炭素濃度との相関性が低い当社炉も、適用除外の炉に認定されれば、一酸化炭素主体の管理から、ダイオキシン類濃度の測定頻度を増やす管理となり、本来規制すべきダイオキシン基準により則った管理が可能となる。(別紙あり)	一酸化炭素濃度管理は、ダイオキシン類生成の二次合成の測定が的確に測定できない場合があり、また、燃焼炉の形式や燃焼物の性状(石炭助燃等)により一酸化炭素の発生が避けられない場合がある。当社の炉は、エネルギー利用(廃棄物を焼却することにより、電力やスチームなどのエネルギーとして活用)を行うために、廃棄物焼却炉と、石炭ボイラの排ガスが炉出口で混合される2セル一体型の特殊な構造になっている。なお、当社の炉に関しては、実証実験において、ダイオキシン類濃度と一酸化炭素濃度との相関が認められず、また、ダイオキシン類発生量も基準値を大幅に下回っている。このような炉に関しては、一酸化炭素濃度を用いることが適当でない炉に準じ、一酸化炭素主体の管理ではなく、本来規制すべきダイオキシン類の測定頻度を増やす管理の方が、より正確な管理が可能と考える。(別紙あり)	愛知県	民間企業	環境省